

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	町技能労務職				民間同業種（青森県）		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	11 人	45.2 歳	263,481 円	275,539 円	—	—	—
用務員	4 人	45.6 歳	268,775 円	287,007 円	用務員	55.4 歳	164,100 円
自動車運転手	2 人	46.4 歳	270,750 円	287,250 円	自家用乗用自動車運転者	49.3 歳	196,800 円
その他	5 人	44.5 歳	256,340 円	261,680 円	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、総務省において公表されているデータを使用している。

（賃金構造基本統計調査：平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均）

※ 「その他」とは、調理員、ボイラー技能員、看護助手及び臨床工学助手である。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
全 体		1 人			1 人		1 人	4 人	1 人	2 人	1 人	
用務員					1			1	1	1		
自動車運転手								2				
その他		1					1	1		1	1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に同じ。ただし 3 級制）を適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給。このうち、特殊勤務手当の内容は以下のとおり。

手当名称	支給要件	支給単位
危険物取扱業務手当	危険物取扱主任者の資格を有する職員が危険物取扱業務に従事したとき	日額 100 円

ウ 昇給基準

毎年4月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成10年度以降、新規の採用は行っていない。また、今後の取扱いとしては、平成18年3月に策定した三戸町集中改革プランに基づき、平成22年度までは退職者不補充とする。

給与面に関しては、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しており、今後も同様とする。

3 具体的な取組内容

平成18年度から特殊勤務手当の見直しを行い、このうち技能労務職に係る同手当については、ボイラー操作手当及び特殊自動車運転作業手当を廃止した。

また、学校給食調理業務や公用車運転業務等について一部民間委託を行っており、他の業務も含めた民間委託の拡充について、今後検討を行う。